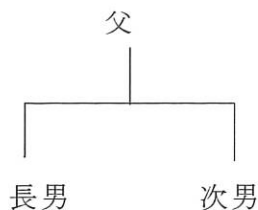


遺留分について

令和元年10月15日
奈良総合法律事務所
弁護士 荒木 秀夫

1 遺留分とは

- (1) 一定の法定相続人に最低限保証される財産取得分。
- (2) たとえば、父親が「財産は全部愛人に譲る」との遺言を書いていたとしても、子は遺留分を主張すれば、一定程度の財産を取得できる。



- ・遺産：預金500万円＋不動産500万円
- ・「財産は全部Aに遺贈する」との遺言あり
→子は1円ももらえないことになりそうだが、
遺留分の主張をすれば250万円はもらえる。

2 遺留分権利者

兄弟姉妹を除く法定相続人（配偶者，子，親）

3 遺留分の算定方法

- (1) 正確には…

「(相続財産額＋贈与した財産額－債務額) × 1/2 (または 1/3) × 遺留分権利者の法定相続分－(遺留分権利者が受けた遺贈または特別受益＋寄与分を考慮しない具体的相続分に基づき算定した遺留分権利者が取得する遺産)＋遺留分権利者が承継する債務」

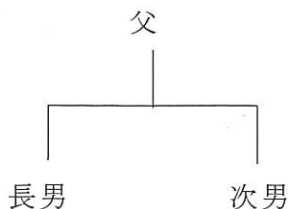
- (2) ざっくりといえは…

法定相続分の1/2 (直系尊属のみの場合は1/3)

4 遺留分の行使

- (1) 受遺者または受贈者に対し，金銭の支払を請求（遺留分侵害額請求。2019年改正）
- (2) 1年以内に行使する必要

5 具体例



- ・遺産：預金500万円＋不動産500万円
- ・「財産は全部長男に遺贈する」との遺言あり
- ・長男は父の生前，現金300万円を受領
- ・次男は乳の生前，現金100万円を受領

→次男は，(1000万＋300万＋100万) × 1/2 × 1/2－100万
＝250万円を長男に請求できる。